

特定非営利活動法人量子化学研究協会旅費規程

平成19年11月10日

(改訂 平成23年10月20日)

(改訂 平成29年11月9日)

(改訂 令和6年1月30日)

(目的)

- 第1条 この規程は、量子化学研究協会(以下「本協会」という。)の業務のため旅行する本協会の協会員又は協会員以外の者に対して支給する旅費に関し諸般の基準を定め、業務の円滑な実施及び経費の適正な支給を図ることを目的とする。
- 2 本協会が協会員及び協会員以外の者に対し支給する旅費に関しては、他に定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。
- 3 ただし、本協会研究所の研究員の近郊(京都、大阪、兵庫等)への出張はこの限りではなく、研究所に通勤すると同じとみなし、交通費、日当は支給しない。

(用語の意義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 出張 協会員が業務のため一時その在勤場所を離れて旅行すること又は協会員以外の者が本協会の依頼に応じ、その業務等を行うために旅行することをいう。
- (2) 赴任 新たに採用された常勤研究員又は職員らの住所又は居所が通勤基準外地区にある場合において、その採用に伴い、住所又は居所を移転し、及び勤務場所に出勤することをいう。
- (3) 通勤基準外地区 住所又は居所から勤務場所までの通勤距離が60 Km 以上の地域又は60 Km 未満であっても通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から同様に通勤が困難であると認められる地域をいう。
- (4) 扶養親族 常勤研究員又は職員らの配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として常勤研究員又は職員らの収入によって生計を維持しているものをいう。
- (5) 交通費 鉄道、バス、船舶又は航空機の利用に係る運賃又は料金並びに特別車両料金をいう

(旅行の命令等)

- 第3条 出張及び赴任の命令は、役員に対しては理事長が、常勤研究員及び職員らに対しては、研究所長が行うものとする。
- 2 出張及び赴任は、命令者の旅行の命令若しくは承認又は依頼を受けて行うものとする。当該命令等を受けた後にその内容を変更し、又は取り消す場合も、同様とする。
- 3 理事長は、前項の旅行の命令等について、その適当と認める者に委任し、又は専

決させることができる。

- 4 協会員以外の者に出張を依頼する場合は、本協会の協会員のうちから、招へい責任者を置くことができる。
- 5 招へい責任者は、協会員以外の者の出張（外国の研究者の招へいを含む。）に際し、当該出張に必要な旅費を請求することができる。この場合において、招へい責任者は、当該受領した旅費について会計上の責任を有する。
- 5 前各項に定めるもののほか、旅行の命令等に関し必要な事項は、別に定める。

（旅費の支給等）

第4条 協会員が出張し、又は赴任した場合には、当該協会員に対し、旅費を支給する。ただし、当該出張に係る旅費を本協会以外の機関から支給を受ける場合については、この限りでない。

- 2 協会員以外の者が、本協会の依頼に応じ、その業務等を行うために旅行した場合には、当該者に対し、旅費を支給する。ただし、前条第3項の規定により招へい責任者を置いた場合は、当該招へい責任者に支払う。この場合において、招へい責任者に対する支払にあつては、次項以下の規定中「支給」とあるのは「支払」と読み替えるものとする。
- 3 前項ただし書の規定により招へい責任者に旅費を支払う場合で、招へい責任者から請求があるときは、旅費の一部又は全部を当該依頼に応じて旅行する者、旅行代理店又は宿泊施設等に支払うことができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、前条第1項の規定により旅行命令等が変更又は取消になった場合において、当該旅行のため既に支出した金額等があるときは、別に定めるところにより、当該協会員、当該協会員以外の者又は招へい責任者に、その者の損失となった金額を旅費として支給することができる。

（旅費の種類、額等）

第5条 旅費の種類は、交通費、日当、宿泊料、移転料、扶養親族移転料及び旅行雑費とし、その支給の対象、金額等は、別表に定めるところによる。

（旅費の請求等）

第6条 旅費は、当該出張又は赴任の完了後において、現に利用した交通手段及び路程並びにその態様等に応じ、協会員の場合はその請求に基づき、協会員以外の場合は当該協会員以外の者又は招へい責任者の請求に基づき支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、外国へのお出張その他多額の費用を要するものについては、その利用する交通手段及び路程並びにその態様等に応じ、当該協会員、当該協会員以外の者又は招へい責任者の請求に基づき概算により旅費を支給することができる。
- 3 前2項の交通手段及び路程は、合理性及び経済性を考慮して、選定しなければならない。

- 4 第2項の規定により旅費の支給を受けた場合は、当該出張の完了後、2週間以内に旅費の精算手続をしなければならない。
- 5 前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、速やかに、当該過払金を返納しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、旅費の請求及び旅費の精算に関し必要な事項は、別に定める。

(旅費の調整)

- 第7条 当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この規程による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないものとする。
- 2 当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この規程による旅費により旅行することが困難である場合には、当該旅行に係る必要な旅費を支給することができる。
 - 3 前2項の旅費の支給等に関し必要な事項は、別に定める。

(実施規則)

- 第8条 この規程に定めるもののほか、本協会における旅費の支給等に関し必要な事項は、理事長が定める。

改訂箇所

- (1) 第2表、第3表、部門長、副長次長研究員の追加と金額改訂（平成23年10月20日改訂）
- (2) 第2表、第3表、宿泊料を実費に変更（平成26年9月1日から実施。本規程の改訂、平成29年11月9日）

別表
第1表（交通費）

旅費の種類	支給の対象	金額
交通費	出張にあっては勤務地から用務地、赴任にあっては旧住居から新住居への旅行について、当該旅行の路程に応じた次の旅客運賃等	
鉄道賃	1 その乗車に要する運賃 2 急行等料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、1に規定するもののほか、急行等料金のほか、特別車両料金 3 役員が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、1及び2に規定するもののほか、特別車両料金 4 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、1から3までに規定するもののほか、座席指定料金	旅客運賃等の 実額
バス賃	その乗車に要する運賃	
船賃	1 その乗船に要する運賃（①運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、役員にあっては上級の運賃、常勤研究員にあっては中級の運賃及び職員ら並びにその他（第2表及び第3表のその他の区分に該当する者をいう。以下本表において同じ。）にあっては下級の運賃、②運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、役員にあっては上級の運賃並びに常勤研究員、職員ら及びその他の場合にあっては下級の運賃） 2 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合、現に支払った寝台料金 3 役員が特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、1及び2に規定するもののほか、特別船室料金 4 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、1から3までに規定するもののほか、座席指定料金	
航空賃	内国旅行 航空機の利用に要する旅客運賃	現に支払った 旅客運賃
	外国旅行 1 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、役員にあっては最上級の直近下位の級の運賃、常勤研究員、職員ら及びその他にあっては最上級の2位下位の級の運賃 2 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、役員にあっては上級の運賃、常勤研究員、職員ら及びその他にあっては下級の運賃 3 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃	

備考： 1 協会員が私事等で勤務地以外の地に滞在する場合又は協会員以外の者が用務地の近辺に居住地等を有する場合で、その滞在地等から旅行することが勤務地から旅行するよりも合理的かつ経済的な場合は、当該滞在地等から旅行することができるものとする。
 2 鉄道賃の項の3による特別車両料金並びに航空賃の項の外国旅行の1及び2に係る常勤研究員及び職員らの運賃については、特にその利用が必要なものとして別に定めるものに限り、役員と同基準とすることができる。

第2表（内国旅行に係る日当及び宿泊料）

旅費の種類	支給の対象		金額
日当	旅行中の日数に応じた1日当たりの定額	役員 (理事・監事・研究所長)	3,000 円
		常勤研究員 (部門長)	1,750 円
		常勤研究員 (副長・次長・研究員)	1,500 円
		職員ら (専任事務員・非専任研究員・ 非専任事務員)	1,500 円
		その他	1,500 円
宿泊料	旅行中の夜数に応じて宿泊した費用	役員 (理事・監事・研究所長)	実費額
		常勤研究員 (部門長)	
		常勤研究員 (副長・次長・研究員)	
		職員ら (専任事務員・非専任研究員・ 非専任事務員)	
		その他	

備考： 協会員以外の者に出張を依頼する場合における日当及び宿泊料の額は、当該協会員ごとに相当する職等の区分による額とする。
この場合における相当する職等の区分に関し必要な事項は別に定める。

第3表（外国旅行に係る日当及び宿泊料）

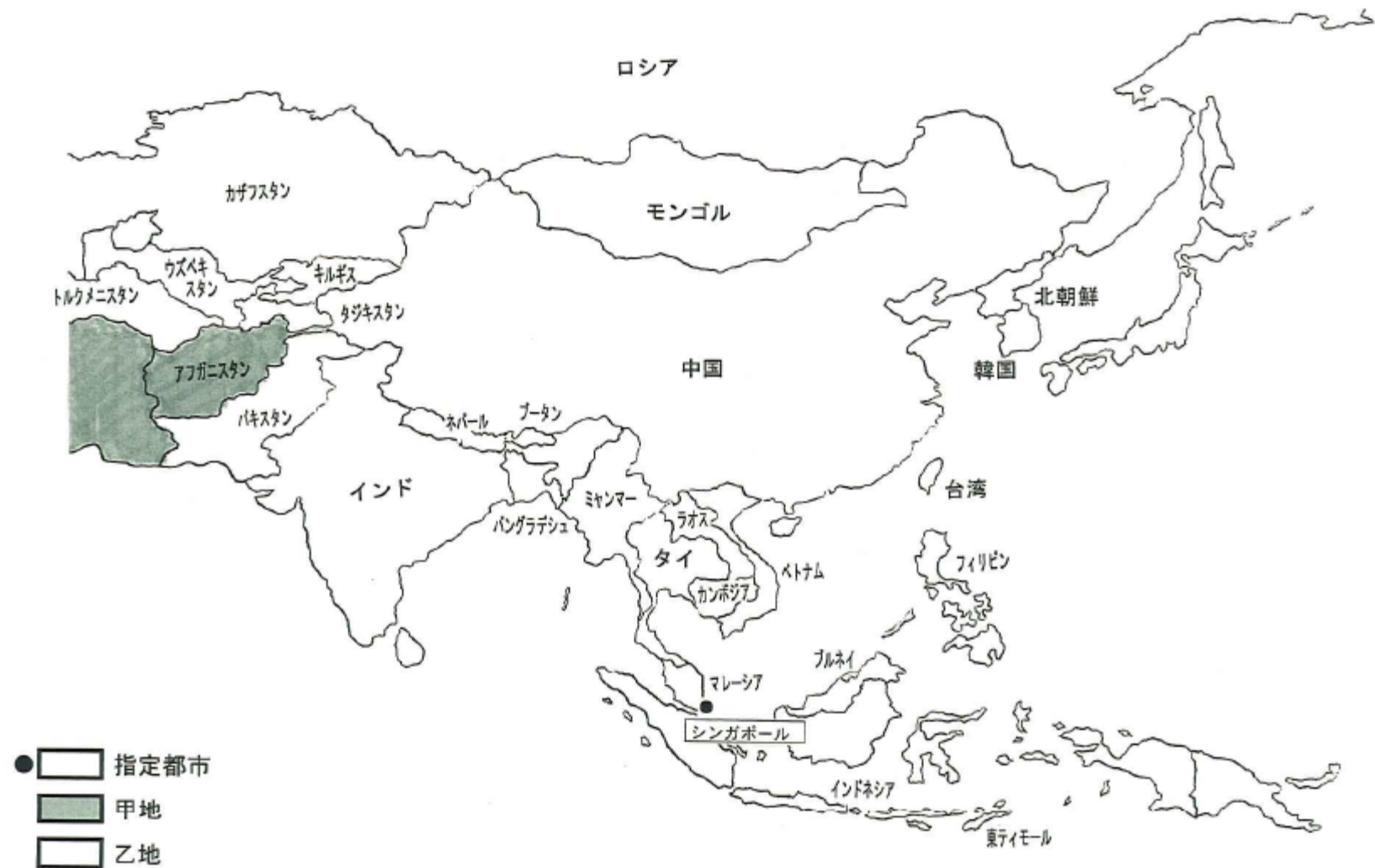
旅費の種類	支給の対象		金額		
			指定都市	甲地	乙地
日当	旅行中の日数に応じた 1日当たりの定額	役員 (理事・監事・研究所長)	8,000 円	7,000 円	5,000 円
		常勤研究員 (部門長)	6,000 円	5,000 円	4,250 円
		常勤研究員 (副長・次長・研究員)	5,000 円	4,000 円	3,500 円
		職員ら (専任事務員・非専任研究員・ 非専任事務員)	5,000 円	4,000 円	3,500 円
		その他	5,000 円	4,000 円	3,500 円
宿泊料	旅行中の夜数に応じて 宿泊した費用	役員 (理事・監事・研究所長)	実費額		
		常勤研究員 (部門長)			
		常勤研究員 (副長・次長・研究員)			
		職員ら (専任事務員・非専任研究員・ 非専任事務員)			
		その他			

- 備考： 1 指定都市、甲地及び乙地の区分は、別図1に定めるとおりとする。
- 2 1日の旅行において日当について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当を支給する。
- 3 航空機、船舶又は列車による移動において機中等での宿泊を伴う場合は、宿泊料は支給しない（列車による移動において寝台料金を必要とした場合を除く。）。この場合における日当は、外国を出発した日及び外国に到着した日を除き本表の規定にかかわらず、第2表による日当の額とする。
- 4 協会員以外の者に出張を依頼する場合における日当及び宿泊料の額は、当該協会員ごとに相当する職等の区分による額とする。こ

の場合における相当する職等の区分に関し必要な事項は別に定める。

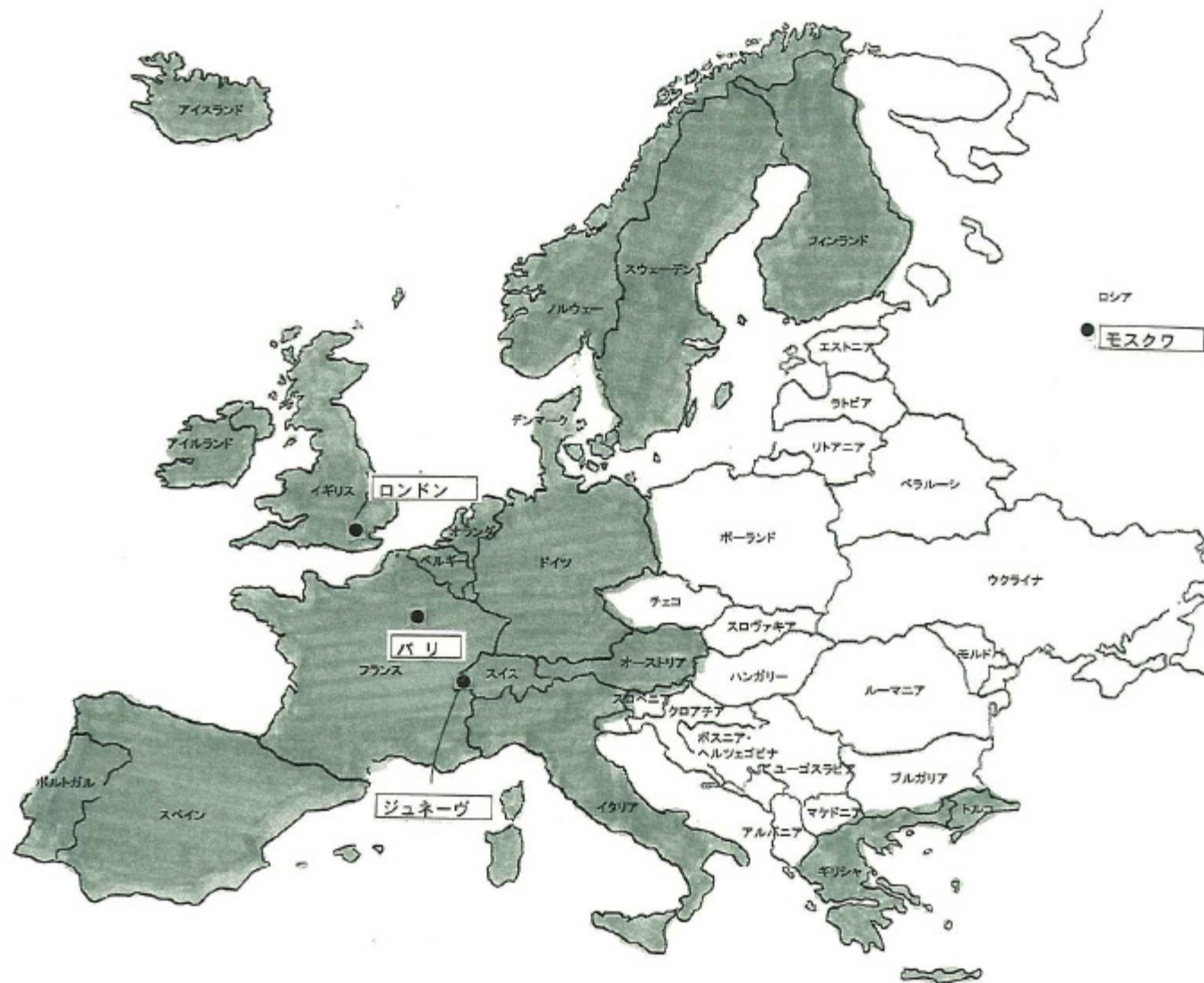
- 5 外国の教育研究機関等に所属する協会員以外の者を日本に招へいする場合（日本に滞在するこれらの者を本学が招へいする場合を含む。）における日当及び宿泊料の額は、当該協会員ごとに相当する職等の区分による乙地の額とすることができる。

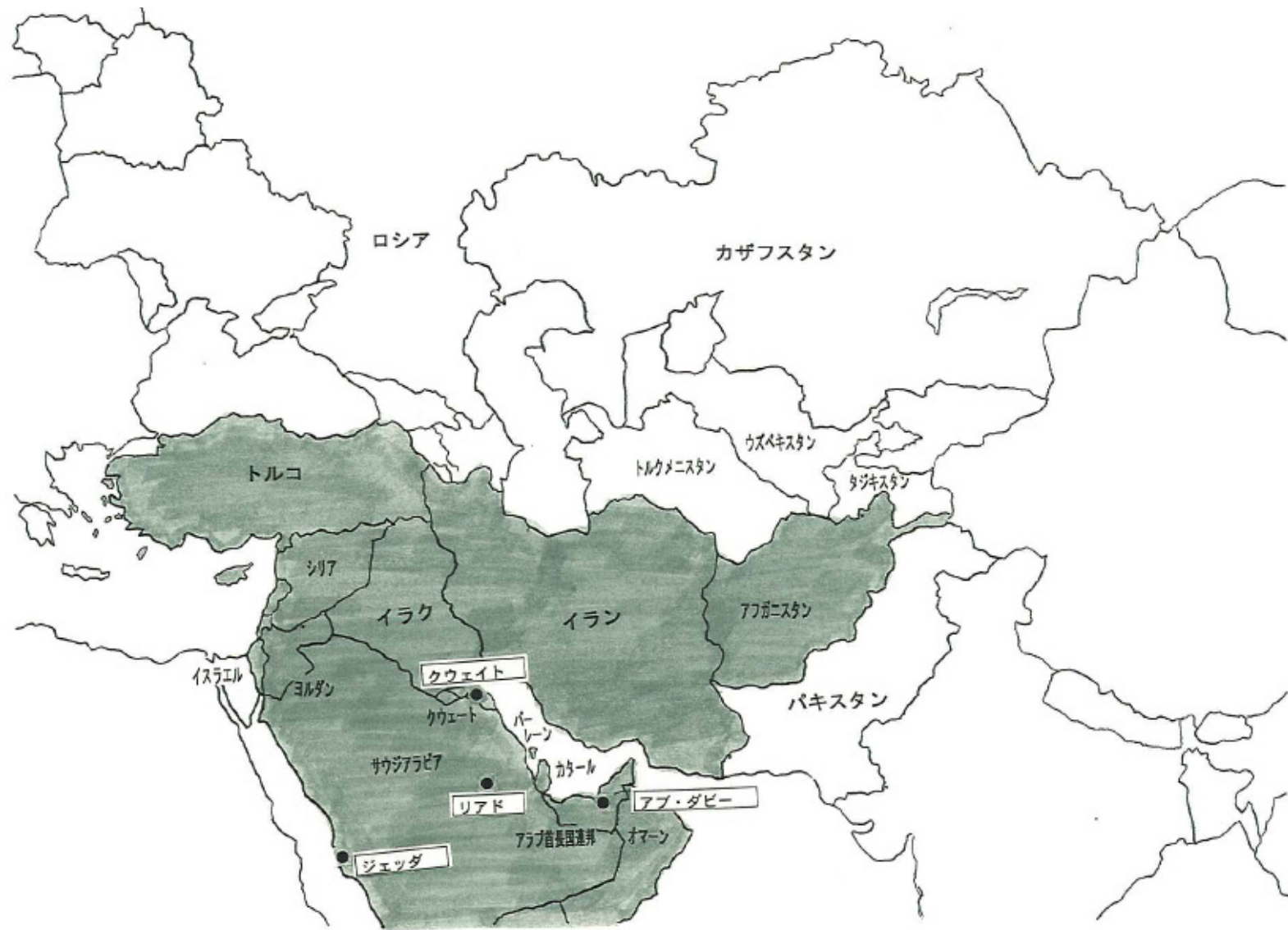
別図 1















別図 1

指定都市	甲地	乙地
シンガポール ロス・アンジェルス ニュー・ヨーク サン・フランシスコ ワシントン ジュネーヴ ロンドン モスクワ パリ アブ・ダビー ジェッダ クウェイト リアド アビジャン	次の(1)から(3)までに定める地域 のうち指定都市以外の地域で、ア ゼルバイジャン、アルバニア、ア ルメニア、ウクライナ、ウズベキ スタン、エストニア、カザフスタ ン、キルギス、グルジア、クロア チア、スロヴァキア、スロヴェニ ア、タジキスタン、チェッコ、ト ルクメニスタン、ハンガリー、ブ ルガリア、ベラルーシ、ポーラン ド、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、 マケドニア旧ユーゴスラヴィ ア共和国、モルドヴァ、ユーゴー スラヴィア、ラトヴィア、リトア ニア、ルーマニア及びロシアを除 いた地域。 (1) 北米地域北アメリカ大陸(メキ シコ以南の地域を除く。)、グリ ーンランド、ハワイ諸島、バミユ ーダ諸島及びグアム並びにそれ らの周辺の島しょ(西インド諸島 及びマリアナ諸島(グアムを除 く。))を除く。) (2) 欧州地域ヨーロッパ大陸(アゼ ルバイジャン、アルメニア、ウク ライナ、ウズベキスタン、カザフ スタン、キルギス、グルジア、タ ジキスタン、トルクメニスタン、 ベラルーシ、モルドヴァ及びロシ アを含み、トルコを除く。)、ア イスランド、アイルランド、大ブ リテン、マルタ及びサイプラス並 びにそれらの周辺の島しょ(アゾ レス諸島、マデイラ諸島及びカナ リア諸島を含む。) (3) 中近東地域アラビア半島、アフ ガニスタン、イスラエル、イラク、 イラン、クウェイト、ヨルダン、 シリア、トルコ及びレバノン並び にそれらの周辺の島しょ	左記以外の国又は地域

第4表（内国における赴任に係る移転料）

旅費の 種類	支給の対象		金額					
			60km以上 100km未満	60km以上 100km未満	300km以上 500km未満	500km以上 1,000km未満	1,000km以上 2,000km未満	2,000km以上
移転料	赴任に伴う住所又は居 所の移転に係る旧居住 地から新居住地までの 距離に応じた定額	役員	70,000 円	85,000 円	110,000 円	145,000 円	150,000 円	190,000 円
		常勤研究員 職員ら	60,000 円	75,000 円	90,000 円	125,000 円	130,000 円	160,000 円

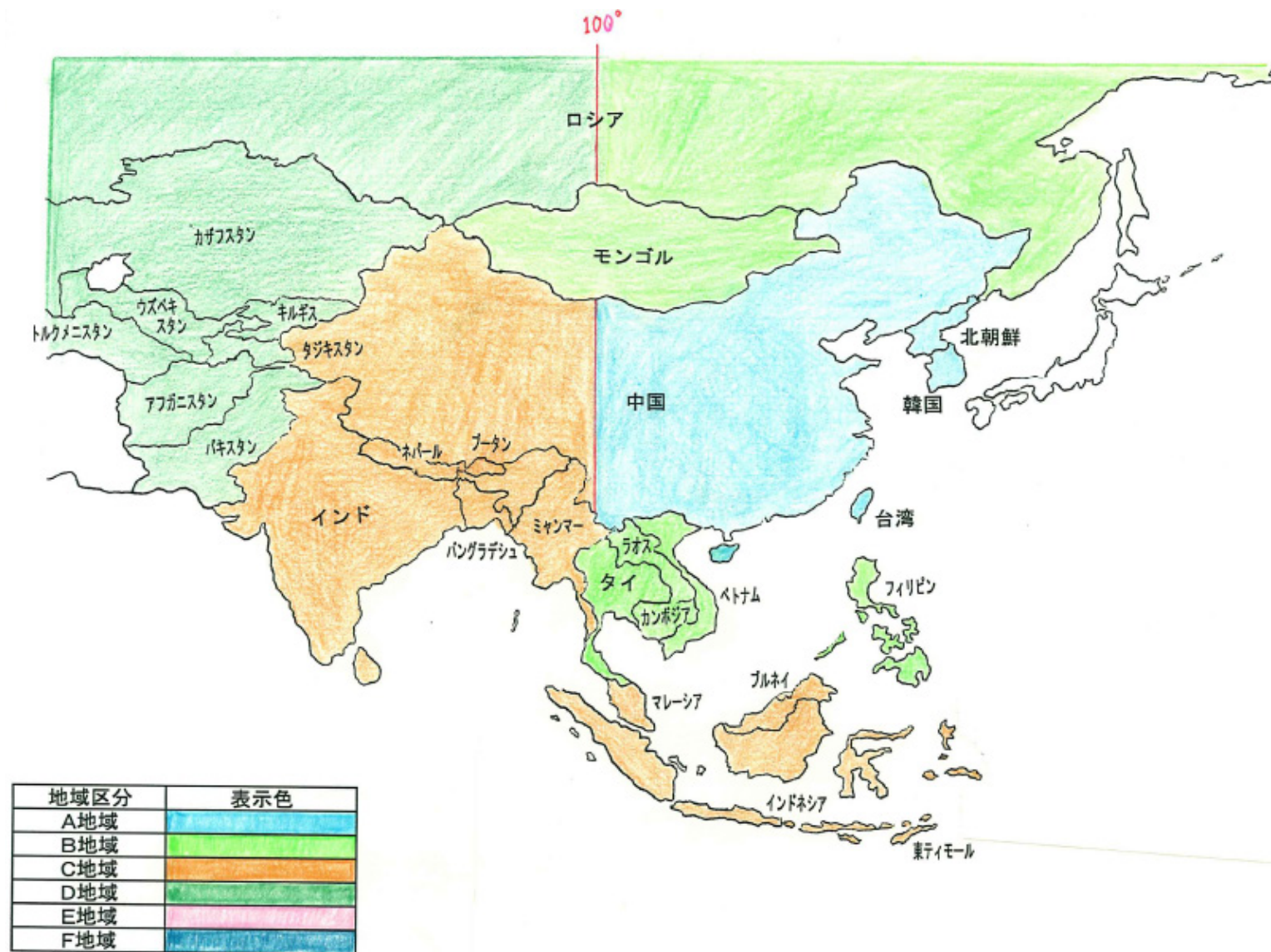
備考：旧居住地と新居住地の距離は、旧居住地の鉄道最寄り駅と新居住地の鉄道最寄り駅間の距離とする。

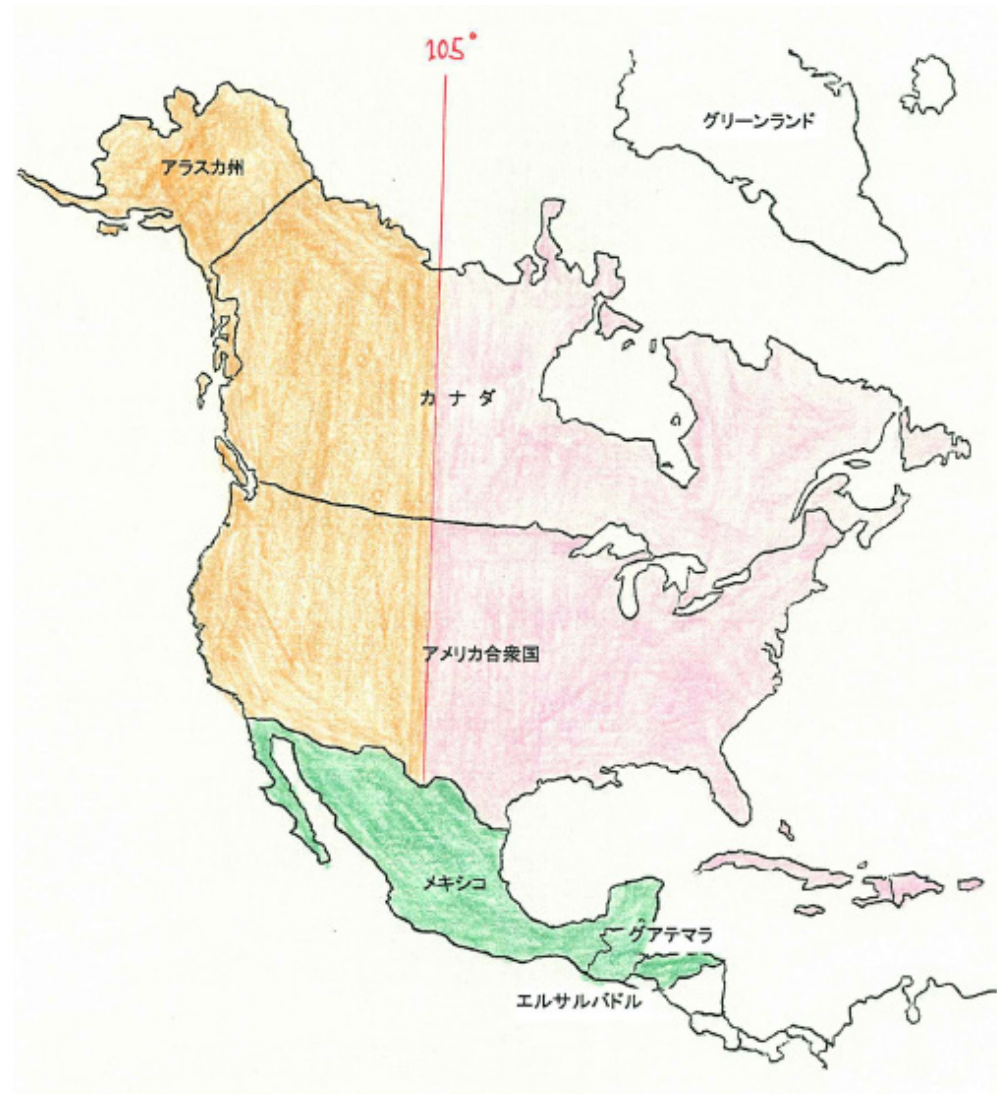
第5表（外国からの赴任に係る移転料）

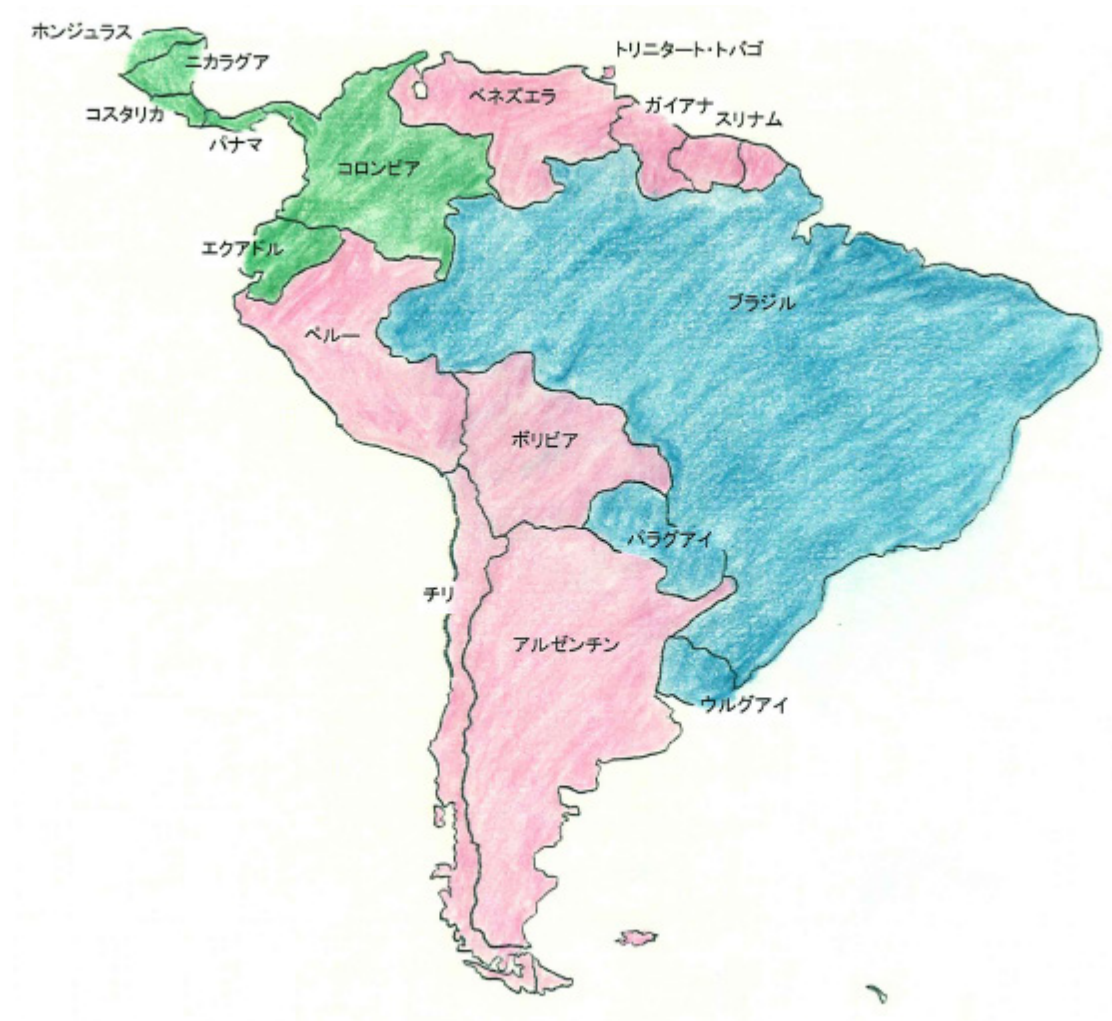
旅費の 種類	支給の対象		金額					
			A地域	B地域	C地域	D地域	E地域	F地域
移転料	赴任に伴う住所又は居所の移転に係る 旧居住地から新居住地までの距離に応 じた定額		100,000 円	150,000 円	210,000 円	230,000 円	250,000 円	270,000 円

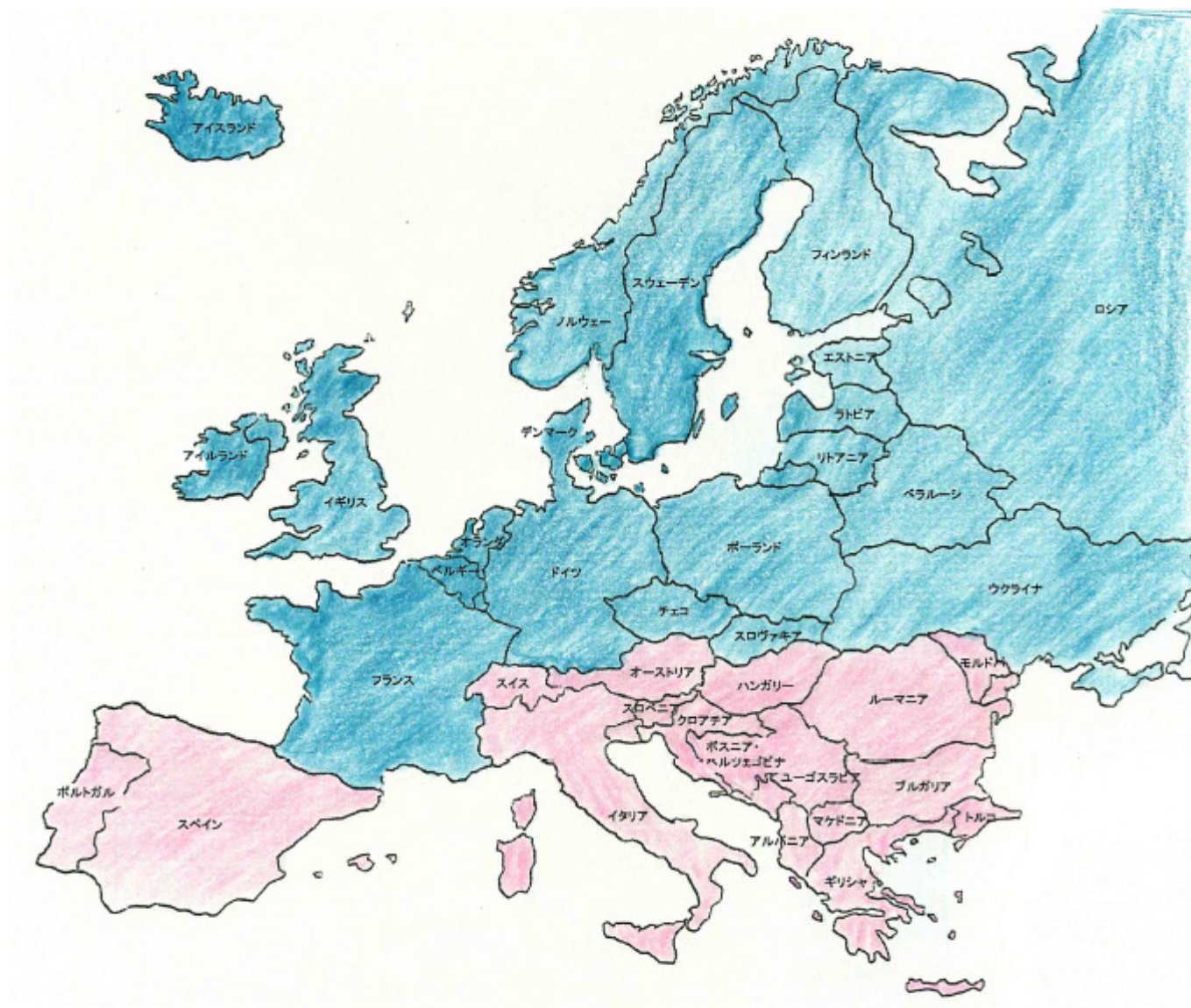
備考：各地域の区分は、別図2に定めるとおりとする。

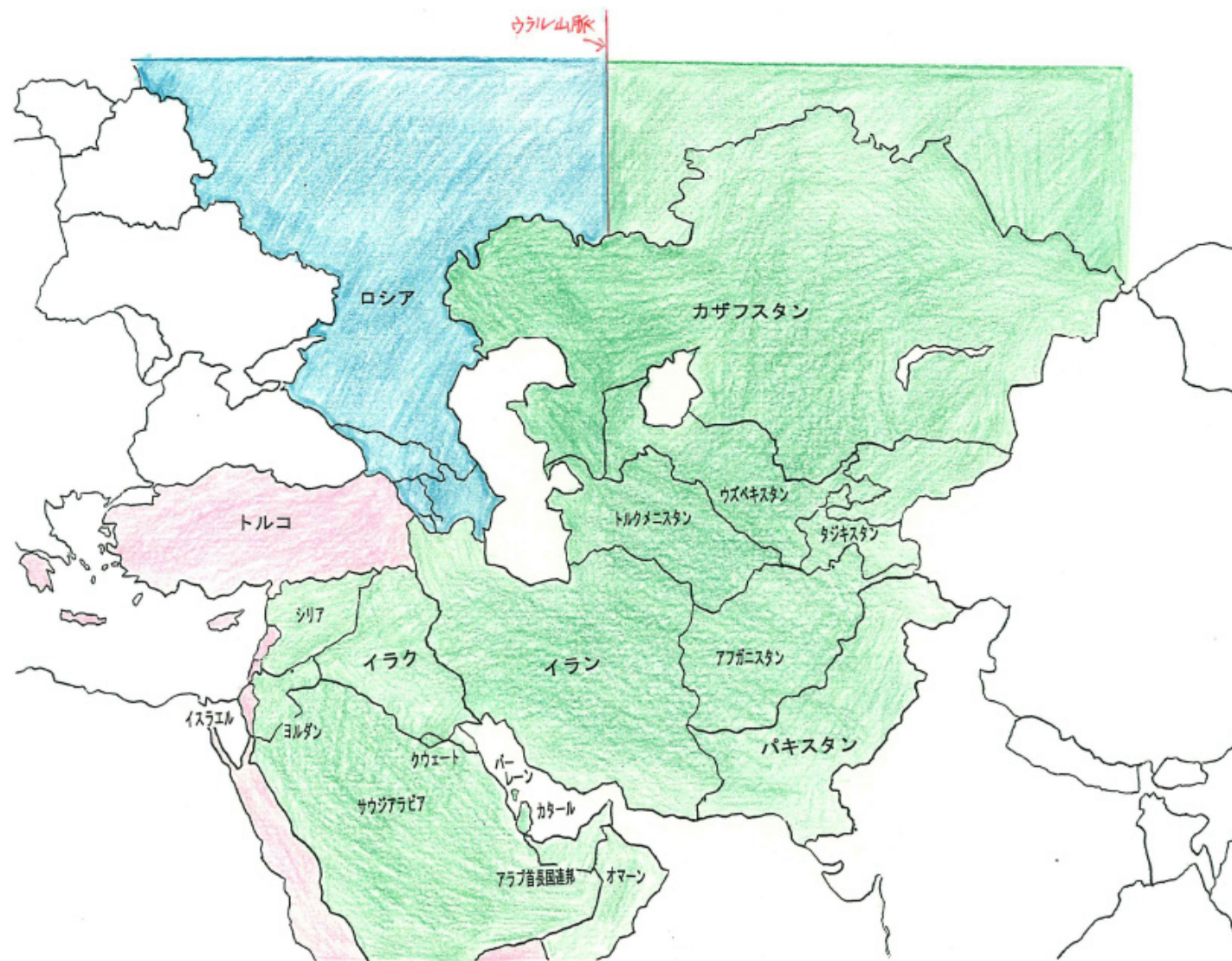
別図 2



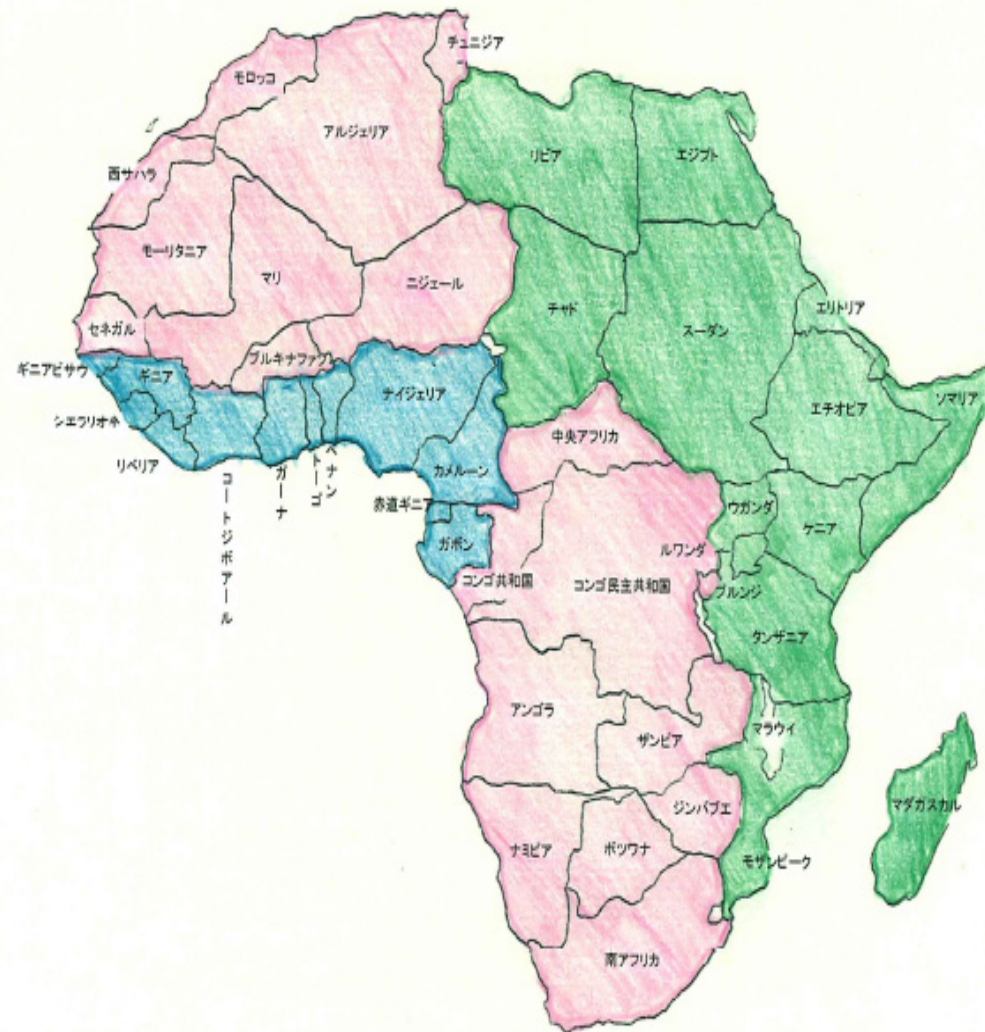












第6表（内国における赴任に係る扶養親族移転料）

旅費の種類	支給の対象		金額
扶養親族移転料	常勤研究員又は職員らの赴任に伴い、扶養親族が内国において移転する場合、当該常勤研究員又は職員らに対し支給した移転料の定額（ただし、扶養親族の数に関係なく1回限り）		当該常勤研究員又は職員らに支給する第4表の移転料の同額
	常勤研究員又は職員らの赴任に伴い、扶養親族が内国において移転する場合に、当該扶養親族の数及び区分に応じた定額	12歳以上の者	1 当該常勤研究員又は職員らと同一の旧居住地から新居住地に移転する場合にあつては、当該常勤研究員又は職員らに支給する交通費の同額並びに日当及び宿泊料の3分2の額を合わせた額 2 1以外の場合にあつては、交通費の実額並びに当該常勤研究員又は職員らに支給する日当及び宿泊料の3分2に相当する額を合わせた額。ただし、交通費については、1による交通費の額を超えることができない。
		12歳未満6歳以上の者	1 当該常勤研究員又は職員らと同一の旧居住地から新居住地に移転する場合にあつては、当該常勤研究員又は職員らに支給する交通費の2分の1に相当する額並びに日当及び宿泊料の3分の1に相当する額を合わせた額 2 1以外の場合にあつては、交通費の実額並びに当該常勤研究員又は職員らに支給する日当及び宿泊料の3分1に相当する額を合わせた額。ただし、交通費については、1による交通費の額を超えることができない。
		6歳未満の者	当該常勤研究員又は職員らに支給する日当及び宿泊料の3分1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとに当該常勤研究員又は職員らに支給する交通費の2分の1に相当する額を加算するものとする。

備考： 1 扶養親族の移転は、特に必要な場合を除いて、当該常勤研究員又は職員らの採用等の日から1年以内に完了するものを支給の対象とする。
2 金額について、円位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
3 同表の12歳以上の者及び12歳未満6歳以上の者の区分ごとの1並びに6歳未満の者の区分の交通費における航空賃については実額によることができるものとする。

第7表（外国からの赴任に係る扶養親族移転料）

旅費の種類	支給の対象		金額
扶養親族移転料	常勤研究員又は職員らの赴任に伴い、扶養親族が外国から移転する場合、当該常勤研究員又は職員らに対し支給した移転料の定額（ただし、扶養親族の数に関係なく1回限り）		当該常勤研究員又は職員らに支給する第5表の移転料の同額
	常勤研究員又は職員らの赴任に伴い、扶養親族が内国において移転する場合に、当該扶養親族の数及び区分に応じた定額	12歳以上の者	1 当該常勤研究員又は職員らと同一の旧居住地から新居住地に移転する場合にあつては、当該常勤研究員又は職員らに支給する交通費の同額並びに日当及び宿泊料の3分2の額を合わせた額 2 1以外の場合にあつては、交通費の実額並びに当該常勤研究員又は職員らに支給する日当及び宿泊料の3分2に相当する額を合わせた額。ただし、交通費については、1による交通費の額を超えることができない。
		12歳未満の者	1 当該常勤研究員又は職員らと同一の旧居住地から新居住地に移転する場合にあつては、当該常勤研究員又は職員らに支給する交通費の2分の1に相当する額並びに日当及び宿泊料の3分の1に相当する額を合わせた額 2 1以外の場合にあつては、交通費の実額並びに当該常勤研究員又は職員らに支給する日当及び宿泊料の3分1に相当する額を合わせた額。ただし、交通費については、1による交通費の額を超えることができない。

- 備考： 1 扶養親族の移転は、特に必要な場合を除いて、当該常勤研究員又は職員らの採用等の日から1年以内に完了するものを支給の対象とする。
- 2 金額について、円位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 同表の各年齢区分ごとの1の交通費における航空賃については実額によることができるものとする。

第8表（旅行雑費）

旅費の種類	支給の対象	金額
旅行雑費	外国へ出張又は外国からの出張等に係る次の料金等 空港使用料 旅券交付手数料 査証手数料（その取得に係る旅行代理店の手数料を含む。） 予防注射料 入出国税の額	実費額